

四運鉄安第121号

令和2年2月18日

管内鉄軌道事業者 代表取締役社長 殿

管内索道事業者 代表取締役社長 殿

四国運輸局 鉄道部長

新型コロナウイルスの感染症対策の徹底について（要請）

標記について、国土交通省鉄道局総務課長から、令和2年2月14日付け国鉄総第373号をもって、別添のとおり、通達「新型コロナウイルスの感染症対策の徹底について（要請）」があったので了知されるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、貴社従業員及び利用者に対して、下記の事項を改めて周知徹底をお願いします。

記

- 従業員に対して、マスクの着用や手洗いなどの感染症対策を実施するとともに、始業点呼時等に、乗務員や駅係員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握すること
- 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに当運輸局鉄道部に対し報告を行うこと
- 利用者に対する感染症対策の周知、多くの人が利用する在来線の主要駅の構内におけるアルコール消毒液の設置等の利用者に係る感染症対策を実施すること

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

国鉄総第373号
令和2年2月14日

四国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局総務課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染症対策の徹底について（要請）

これまで従業員及び利用者に係る新型コロナウイルスの感染症対策の実施について累次にわたり要請してきたところですが、昨日、タクシー運転手への感染が確認されました。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため、所管の鉄軌道事業者等に対し、下記の事項を改めて徹底していただくようお願いいたします。

記

- 従業員に対して、マスクの着用や手洗いなどの感染症対策を実施するとともに、始業点呼時等に、乗務員や駅係員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握すること
- 従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局鉄道部に対し報告を行うこと
- 利用者に対する感染症対策の周知、新幹線駅や多くの人が利用する在来線の主要駅の構内におけるアルコール消毒液の設置等の利用者に係る感染症対策を実施すること

(参考)

- 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html